

経 済 産 業 省

公 印 省 略
2 0 2 5 0 6 2 3 製局第 5 号
令 和 7 年 6 月 2 6 日

一般社団法人日本ジュエリー協会
会長 殿

経済産業省製造産業局長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長及び警察庁警備局長から令和 7 年 6 月 2 3 日付け警察庁丙組組一発第 5 6 号及び警察庁丙備企発第 6 0 号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

当該要請の趣旨は、令和 7 年 6 月 1 7 日付け外務省告示第 2 2 1 号及び令和 7 年 6 月 2 3 日付け外務省告示第 2 3 4 号並びに「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件」（令和 7 年 6 月 1 7 日付け国家公安委員会告示第 2 2 号）及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件」（令和 7 年 6 月 2 3 日付け国家公安委員会告示第 2 3 号）により、資産（財産）凍結措置等の対象となる者の一部が改正されたことから、それを周知するものです。

最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、I S I L その他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底され、また、タリバーン関係者等との一定の取引について財産凍結法等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

【連絡先】

責任者：製造産業局生活製品課長 高木

担当者：松本、宍戸

電話：03-3501-0969

メール：bzl-seikatsuseihinka-nichiyouhin@meti.go.jp

機 密 性 1

警察庁丙組組一発第 56 号
警察庁丙備企発第 60 号
令和 7 年 6 月 23 日

金融庁総合政策局長
金融庁企画市場局長
金融庁監督局長
総務省自治行政局長
総務省情報流通行政局郵政行政部長
財務省大臣官房総括審議官
財務省国際局長
国税庁次長
厚生労働省雇用環境・均等局長 殿
農林水産省大臣官房総括審議官
(新事業・食品産業)
農林水産省経営局長
経済産業省製造産業局長
経済産業省商務・サービス審議官
資源エネルギー庁次長
中小企業庁長官
国土交通省不動産・建設経済局長

警察庁刑事局組織犯罪対策部長
警察庁警備局長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について(要請その 199)

この度、別添のとおり「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件」(令和 7 年 6 月 17 日付け外務省告示第 221 号)及び「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件」(令和 7 年 6 月 23 日付け外務省告示第 234 号)並びに「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件」(令和 7 年 6 月 17 日付け国家公安委員会告示第 22 号)及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件」(令和 7 年 6 月 23 日付け国家公安委員会告示第 23 号)により資産(財産)凍結措置等の対象となる者の一部が改正された。

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引については、これまでも、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られ、また、タリバーン関係者等との一定の取引は外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 124 号。以下「財産凍結法」という。）により規制されているところである。最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、所管の特定事業者に対し、この度の改正内容を周知していただくとともに、I S I L その他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底され、また、タリバーン関係者等との一定の取引について財産凍結法等の規定が遵守されるよう、よろしくお取り計らい願いたい。

象と件名・タリ国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対

○外務省告示第二百一十一号

第十四号を含む関係の告示に關し、国際連合安全保障理事会決議第二百一十号に基き設立された各理事會委員會が令和七年六月十六日に行つた決

定等に基づき、同理事會決議第千二百六十七号4（b）、第千三百三十三号8（c）、第千三百九十号1（a）、第千二百五十三号2（a）及び団体の一部を次の

五号1（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次の

ように改正する。

定（次の令和七年六月十七日
以下表により改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規

外務大臣 岩屋 毅

改 正 後	改 正 前
(別表) 1. ～797. [略] <u>798. ABUBAKAR SWALLEH</u> <u>(original script : 不明)</u> <u>(a. k. a. : ABUBAKER SWALEH; TOM KIYURIGE)</u> <u>称号 : 不明</u> <u>役職 : 不明</u> <u>生年月日 : 1992年1月13日</u> <u>出生地 : Mengo, Uganda</u> <u>国籍 : ウガンダ共和国</u> <u>旅券番号 : ウガンダ旅券 A00195974</u> <u>I D 番号 : ウガンダ ID 番号 CM920231090NZA</u> <u>住所 : Luzira Prison, Luzira, Kampala, Uganda</u> <u>国連制裁委員会による指定日 : 2025年6月16日</u> <u>その他の情報 : イラクのアル・カーイダ (453. に指定した団体) として掲載されている ISIL に対して、またはその支援として、資金、物資もしくは技術支援または資金その他のサービスを提供。同人は2018年以降、ISIL の仲介者として、東部及び南部アフリカにおいて、資金提供や物流支援、勧誘を含めて ISIL を支援してきた。電話番号は +963936016952。性別は男性。同人に対するインターポール (国際刑事警察機構) ・国連安全保障理事会特別手配書のウ</u>	(別表) 1. ～797. [同左] [新設]

ウェブ・リンク : <https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

備考 表中の「 」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

件名・国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対
象となるタリバン関係者等を指定する件の一部を改正する件

○外務省告示第二百三十四号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び令和七年外務省告示第二
百六十七号を含む関連の告示に關し、国際連合安全保障理事会決議第
三六十一号に基づき設立された各理事会委員会が令和七年六月十六日
決定等に基づき、同理事会決議第千二百六十七号4（b）、第千三百
三十九号8（c）、第千三百九十号2（a）、第千九百八十八号1（a）、
第十号1（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体のうちに改
正する。外務省告示第二百二十一号により加えられたものを次のように改
正する。

令和七年六月二十三日
外務大臣 岩屋 毅
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順
次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(別表) 1. ～797. [略] 798. <u>アブバカ・スワレ</u> (別名：(a)アブバカ・スワレ (b)トム・キュリゲ) <u>ABUBAKAR SWALLEH</u> (original script：不明) <u>(a. k. a.：(a)ABUBAKER SWALEH(b)TOM KIYURIGE)</u> 称号：不明 役職：不明 生年月日：1992年1月13日 出生地：Mengo, Uganda 国籍：ウガンダ共和国 旅券番号：ウガンダ旅券 A00195974 I D番号：ウガンダ ID 番号 CM920231090NZA 住所：Luzira Prison, Luzira, Kampala, Uganda 国連制裁委員会による指定日：2025年6月16日 その他の情報：イラクのアル・カーイダ（453. に指定した団体）として掲載されている ISIL に対して、またはその支援として、資金、物資もしくは技術支援または資金その他のサービスを提供。同人は2018年以降、ISIL の仲介者として、東部及び南部アフリカにおいて、資金提供や物流支援、勧誘を含めて ISIL を支援してきた。 電話番号は	(別表) 1. ～797. [同左] 798. <u>ABUBAKAR SWALLEH</u> (original script：不明) <u>(a. k. a.：ABUBAKER SWALEH; TOM KIYURIGE)</u> 称号：不明 役職：不明 生年月日：1992年1月13日 出生地：Mengo, Uganda 国籍：ウガンダ共和国 旅券番号：ウガンダ旅券 A00195974 I D番号：ウガンダ ID 番号 CM920231090NZA 住所：Luzira Prison, Luzira, Kampala, Uganda 国連制裁委員会による指定日：2025年6月16日 その他の情報：イラクのアル・カーイダ（453. に指定した団体）として掲載されている ISIL に対して、またはその支援として、資金、物資もしくは技術支援または資金その他のサービスを提供。同人は2018年以降、ISIL の仲介者として、東部及び南部アフリカにおいて、資金提供や物流支援、勧誘を含めて ISIL を支援してきた。 電話番号は

+963936016952。性別は男性。同人に対するインターポール （国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウ ェブ・リンク： https://www.interpol.int/en/How-we- work/Notices/View-UN-Notices-Individuals	+963936016952。性別は男性。同人に対するインターポール （国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウ ェブ・リンク： https://www.interpol.int/en/How-we- work/Notices/View-UN-Notices-Individuals
備考 表中の [] の記載及び全体にわたって傍注が追加されている。	

国家公安委員会告示（３条関係・追加）件名

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する

財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件

○国家公安委員会告示第一一一一号

次の国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿に記載されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年六月十七日

国家公安委員会委員長 坂井 学

アル・カーイダ／ISIL（ダーイシュ）と関係を有する自然人

氏名 ABUBAKAR SWALLEH

（original script：不明）

別名 (a)ABUBAKER SWALEH (b)TOM KIIYURIGE

称号 不明

役職 不明

生年月日 1992年 1 月13日

出生地 Mengo, Uganda

国籍 ウガンダ共和国

旅券番号 ウガンダ旅券 A00195974

住所 Luzira Prison, Luzira, Kampala, Uganda

名簿に記載された年月日 2025年 6 月16日

名簿記載者公告番号 QI-308

その他参考となるべき事項 イラクのアル・カーイダ（QE-48）として掲載されているISILに対して、またはその支援として、資金、物資もしくは技術支援または資金その他のサービスを提供。同人は2018年以降、ISILの仲介者として、東部及び南部アフリカにおいて、資金提供や物流支援、勧誘を含めてISILを支援してきた。電話番号は +963936016952。性別は男性。ID番号：ウガンダ国民IDカード CM920231090NZA。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

国家公安委員会告示（３条関係・変更）件名

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件

○国家公安委員会告示第1113号

次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年六月十一日

国家公安委員会委員長 坂井 学

1 名簿記載者公告番号QI－308（ABUBAKAR SWALLEH（original script：不明））

（1）変更前

氏名 ABUBAKAR SWALLEH（original script：不明）

別名 (a)ABUBAKER SWALEH (b)TOM KIYURIGE

（2）変更後

氏名 アブバカ・スワレ（ABUBAKAR SWALLEH（original script：不明））

別名 (a) アブバカ・スワレ (ABUBAKER SWALEH) (b) トム・キュリゲ (TOM KIYURIGE)